

中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用

平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 74 号農林水産省構造改善局長通知
最終改正 令和 7 年 4 月 1 日付け 6 農振第 2484 号農林水産省農村振興局長通知

第 1 農用地等の定義

- 1 中山間地域等直接支払交付金実施要領（以下「実施要領」という。）第 2 の 1 の(1)の「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいい（農地法（昭和 27 年法律第 229 号、以下「農地法」という。）第 2 条第 1 項）、農地を以下に掲げる田、畑、草地に区分する。
 - (1)「田」とは、たん水するための畦畔及びかんがい機能（自然にかんがいするものを含む。以下同じ。）を有している土地とする。
 - (2)「畑」とは、田以外の農地で草地を除く畑とし、樹園地を含むものとする。
 - (3)「草地」とは、牧草専用地とする。牧草専用地とは、畑のうち牧草の栽培を専用とする畑であって、播種後経過年数（おおむね 7 年未満）と牧草の生産力から判断して、農地としてみなしうる程度のものとする。ただし、牧草の立毛がある畑であっても、作付けの都合により 1 年から 2 年間に限り牧草を栽培する場合は牧草専用地ではなく、「畑」とする。
- 2 実施要領第 2 の 1 の(1)の「採草放牧地」とは、農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう（農地法第 2 条第 1 項）。
- 3 実施要領第 2 の 1 の(2)の「適切な農用地の維持・管理」とは、農用地としての形態及び機能を維持することをいい、調整水田等の維持管理を行う農用地（以下「維持管理農用地」という。）も含まれるが、これら維持管理農用地においては作物の栽培が可能な状態（具体的には畦畔の維持、法面管理（草刈り、崩壊防止）がなされるとともに、地力向上のための取組みとして耕起、緑肥作物の栽培、堆肥の散布等がなされていること。）に保たれているものとする。
- 4 実施要領第 2 の 1 の(2)の「水路、農道等」とは次に掲げるものをいう。
 - (1) 農業用排水施設（用水路、排水路、樋門、堰、揚・排水機場、ため池等）
 - (2) 農業用道路（農道）
 - (3) その他農用地の保全又は利用上必要な施設（防風林、土壌浸食防止施設等）

第 2 対象地域

令和 7 年 4 月 1 日以降、9 法地域（実施要領第 4 の 1 の(1)から(9)までに掲げる地域をいう。以下同じ。）の見直しにより、追加又は解除になった地域の取扱いについては、次に掲げるとおりとする。

- 1 新たに指定された地域は、当該年度から対象（指定される以前に特認地域（実施要領第 4 の 1 の(10)の地域をいう。以下同じ。）であった地域は、当該年度から 9 法地域）とする。
- 2 令和 7 年 4 月 1 日時点で指定の解除の予定がある地域については、解除年度以降、対象としない。ただし、令和 7 年 4 月 1 日時点で指定の解除の予定がない地域については、解除年度以降、実施要領第 4 の 1 の(9)の地域を除き特認地域とみなすことができる。

第3 対象農用地の基準

- 1 実施要領第4の2の「一団の農用地」とは、農用地面積（農用地面積には畦畔及び法面面積を含む。）が1ha以上の団地又は集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上のもの（農業所得が同一都道府県内の都市部の勤労者一人当たりの平均所得を上回る者として農村振興局長が定める者（第6の1）の農用地についても一団の農用地の面積に算入できる（中山間地域等直接支払交付金（以下「交付金」という。）の交付対象面積とはならない。）。）とする。

ただし、第9の2の事項により、集落協定等の認定時において、1ha以上であった一団の農用地の面積が1ha未満となった場合においても、引き続き令和11年度まで対象とすることができる。

なお、一団の農用地の要件の詳細は、別記1に定めるとおりとする。

- 2 一団の農用地において、田と田以外が混在し全てが実施要領第4の2の(1)及び(4)のAに定める田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地（以下「協定農用地」という。）とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。
- 3 実施要領第4の2の(1)、(4)のA及び(5)の勾配の測定については、別記2に定めるとおりとする。

- 4 実施要領第4の2の(2)の「自然条件により小区画・不整形な田」とは、次に掲げる要件を全て満たす田とする。

(1) 団地内の全ての田が不整形であり、ほ場整備が不可能であること。

(2) 30a未満の区画の合計面積が団地内の田の合計面積に対して80%以上であること。

(3) 団地内の田の区画の平均面積が20a以下であること。

- 5 実施要領第4の2の(3)の「草地比率の高い草地」とは、6の基準を満たす地域内に存する農用地が当該市町村の農用地の大宗を占め、かつ、7で算定された草地比率が70%以上の市町村又は地域に存する草地とする。

- 6 実施要領第4の2の(3)の「積算気温が著しく低く」とは、1日の平均気温を5月15日から10月5日までの期間において積算したものが2,300℃未満のことをいう。

- 7 実施要領第4の2の(3)の「草地比率」とは、新市町村又は旧市町村単位での経営耕地面積に対する牧草専用地面積の割合とする（なお、草地比率の算出に用いるデータは2015年農林業センサス又は2020年農林業センサスの農林業経営体調査結果の経営耕地面積、牧草専用地面積とする。また、市町村内の農用地が都道府県段階の第三者機関において、気候等により明確に区分されると認められた場合には、市町村内を区切って草地比率を判定することができる。）。

- 8 実施要領第4の2の(4)及び(5)のイの「市町村長が判断することが困難な場合」とは、集落が複数の市町村にまたがっている場合等をいう。

- 9 実施要領第4の2の(4)のAの「緩傾斜農用地」については、別記3を参考に、市町村長（市町村長が判断することが困難な場合には、都道府県知事）が対象の可否及び対象基準について判断する。

なお、都道府県知事は、別記3とは別にガイドラインを定めることができる。

- 10 実施要領第4の2の(5)のイの「緩傾斜農用地」については、別記3の1の事項に該当するものに限り対象とするものとする。

- 11 実施要領第4の2の(4)及び(5)のイの「市町村長が判断することが困難な場合」の手続きは、次のとおりとする。

(1) 市町村長は、判断が困難な事由を記した書面をもって都道府県知事に判断を要請

する。

(2) 判断の要請を受けた都道府県知事は、具体的な判断結果に理由を付して当該市町村長に書面で通知する。

12 実施要領第4の2の(4)のイの高齢化率・耕作放棄率の高い農地の判断に当たっての高齢化率等の算定は、次の(1)及び(2)の式により行う。

(1) 「高齢化率」は、次のとおりとする。

$$65 \text{ 歳以上の農業従事者数} / \text{農業従事者数}$$

(2) 「耕作放棄率」は、次のとおりとする。

$$\text{耕作放棄地面積} / (\text{経営耕地面積} + \text{耕作放棄地面積})$$

(3) 算定に用いるデータは、次のとおりとする。

ア 高齢化率は、2015 年農林業センサス又は 2020 年農林業センサスの農林業経営体調査結果の農業従事者数

イ 耕作放棄率は、2015 年農林業センサスの農林業経営体調査結果の経営耕地面積、耕作放棄地面積

(4) 高齢化率及び耕作放棄率は、原則としてセンサス集落ごとに判定する。ただし、実施要領第6の2の(1)の集落協定を締結する一団の農用地ごとに区切って算定することが適当な場合には、協定単位で判定（一団の農用地ごとに判定する場合は、令和7年3月31日時点で行う。）することもできる。

なお、複数の集落にまたがって協定を締結する場合は、全ての集落において基準を超えていることが必要である。

(5) 複数の団地を対象として集落協定の締結が可能な集落においては、原則として耕作放棄率の高い団地を除いて協定を締結することはできない。

13 特認地域及び特認基準について

(1) 特認地域及び特認基準の設定及び変更

都道府県知事は、実施要領第4の1の(10)の特認地域及び同2の(6)の特認基準の設定及び変更に当たっては、別記4を参考にして、次のア又はイに掲げるデータを実施要領第8の2の中立的な第三者機関に提出し、審査検討を行うものとする。

ア 8法地域（実施要領第4の1の(1)から(8)までに掲げる地域をいう。以下同じ。）については、傾斜地等と同等の農業生産条件の不利性があり、他の農用地に比べ耕作放棄率が高いことを示すデータ

イ 8法外地域（実施要領第4の1の(1)から(8)まで以外の地域をいう。以下同じ。）については、自然的・経済的・社会的条件の悪い地域で、かつ、農業生産条件の不利性があることを示すデータ

(2) 都道府県知事は、中立的な第三者機関で審査された特認地域及び特認基準について、「〇〇県における特認基準の制定（変更）について（提出）（参考様式第1号）」に次表に掲げる必要なデータを添付し、地方農政局長（北海道にあっては直接、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）を経由して農村振興局長に協議する。

	地域・農用地区分	データの提出
8法地域	農業生産条件の不利な農用地	農業生産条件の不利性を示すデータ ① コスト格差 ② 耕作放棄率が他の農用地に比べ高いこと。
8法外地域	8法に準ずる地域	農村振興局長が定めるガイドラインに基づかないもの。 自然的・経済的・社会的条件の不利性を示すデータ 農村振興局長が定めるガイドラインに基づく場合は、データの提出は必要としない。

	農業生産条件の不利な農用地	農村振興局長が定めるガイドラインに基づかないもの。 ① コスト格差 ② 耕作放棄率が他の農用地に比べて高いこと。 農村振興局長が定めるガイドラインに基づく場合は、データの提出は必要としない。
--	---------------	---

(3) 国による特認地域及び特認基準の調整手続

都道府県知事から(2)の協議を受けた農村振興局長は、実施要領第8の1の第三者機関の意見を聴き、必要があれば各都道府県の特認地域及び特認基準の調整を行うものとする。また、農村振興局長は、調整結果を、「〇〇県における特認基準の制定(変更)について(通知)(参考様式第2号)」により地方農政局長(北海道にあつては直接、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長)を経由して都道府県知事に通知する。

(4) 特認地域及び特認基準の通知

都道府県知事は、特認地域及び特認基準を決定したときは、速やかに市町村等の関係機関に書面をもって通知する。

14 実施要領第4の2の対象農用地の面積の測定は、別記5に定めるとおりとする。

15 市町村は、3の勾配の測定及び14の対象農用地の面積の測定等を効率的かつ効果的に実施するため、必要に応じて農地地図情報の活用に努めるものとする。

第4 既荒廃農地等の取扱い等

1 既荒廃農地の取扱い

(1) 既荒廃農地の定義

ア 「既荒廃農地」とは、協定認定年度(実施要領第6の2の規定による市町村長による集落協定又は個別協定の認定が行われた年度をいう。以下同じ。)の前年度末までに荒廃農地(現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地)となった農地とする。

イ 「荒廃農地の復旧」とは、荒廃農地を耕作しうる状態にすることをいい、耕作しうる状態とは、次に掲げる状態をいう。

(ア) 田の場合は、灌木の抜根等を行い、たん水するための畦畔及びかんがい機能を有し、作物の栽培が可能な状態

(イ) 畑及び草地の場合は、灌木の抜根等を行い、容易に耕起・整地でき、作物が栽培できる状態(樹園地の場合は、草刈り等を行い、容易に農作業を行うことができ、収穫物が得られる状態)

(2) 既荒廃農地の取扱い

既荒廃農地については、次のとおり取り扱うこととする。

ア 既荒廃農地を協定の対象とすることについては、集落協定の場合は集落、個別協定の場合は認定農業者等の判断に委ねるものとする。

イ 既荒廃農地を集落協定や個別協定に位置付けた場合には、令和11年度までに既荒廃農地を復旧することを条件に当該既荒廃農地を協定認定年度から交付金の交付対象とすることができる。

ウ 集落協定又は個別協定に位置付けない既荒廃農地(協定農用地の生産活動に影響があると協定申請者が判断したもの。)についても、協定農用地の農業生産活動等に悪影響を与えないよう既荒廃農地の草刈り、防虫対策等を行う。

2 現に耕作されていない農用地を維持管理農用地として交付金の交付対象とする場合は、耕作の意思を有する者(農作業の受託を行う場合は受託者)を明確にした上で、当該農用地の維持管理をしなければならない。

3 自然災害を受けている農用地の取扱い

自然災害を受けている農用地については、令和 11 年度までに復旧し、農業生産活動等を実施する旨が協定に位置付けられている場合は、協定認定年度から交付金の交付対象とすることができる。

また、協定締結後に交付対象農用地が自然災害を受けた場合は、当該協定の申請者は当該農地の復旧計画を市町村長に提出することにより、当該復旧計画を協定に位置付けたものとみなし、引き続き交付金の交付対象とすることができる。なお、被災の規模が甚大である等のため復旧に長時間を要すると市町村長が認めた場合や令和 11 年度に被災した農用地については、復旧計画における復旧の期限が令和 11 年度以降であっても、交付金の交付対象とすることができる。

4 国、地方公共団体等が所有する農用地の取扱い

国、地方公共団体並びに国及び地方公共団体の持分が過半となる第 3 セクターが所有し、かつ、農業生産活動等を行っている農用地については、交付金の交付対象としない。

5 土地改良通年施行等の取扱い等

(1) 土地改良通年施行の対象事業の範囲

ア 土地改良通年施行は、次に掲げる要件を全て満たす土地改良事業又はこれに準ずる事業に係るものとする。ただし、次の要件を満たしていたものが、その後、工事実施時期の変更等によりこれを満たさなくなった場合においては、それが不測の事態の発生等真にやむを得ない事由によるものである場合に限り、土地改良通年施行の対象事業として取り扱う。

(ア) 当該年度の 6 月 30 日（令和 7 年度においては 8 月 31 日）までに、国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又は株式会社日本政策金融公庫若しくは農業近代化資金の融資の対象となることの決定又はこれに準ずる措置がなされること。

(イ) 当該年度内に事業が終了すること。

(ウ) 集落協定に事業の実施が位置づけられていること。

イ アの土地改良事業又はこれに準ずる事業とは、次に掲げる事業をいう。

(ア) ほ場整備事業(区画整理その他の面的工事に限る。)

(イ) 客土事業

(ウ) その他土地改良事業等のうち(ア)又は(イ)に該当する工種

(2) 土地改良通年施行に係る農地の取扱い

(1)の土地改良通年施行に係る農地については、交付金の交付対象とすることができる。

なお、土地改良事業又はこれに準ずる事業が複数年度にわたる農地については、耕作又は維持管理が行われる年度から交付金の交付対象とする。

(3) 土地改良事業等の実施、地目の変更等により対象要件に変更があった農用地の取扱い

土地改良事業等の実施、地目の変更等が集落協定に位置付けられている場合には、当該土地改良事業等の実施、地目の変更等により協定認定時の対象農用地の要件に変更があっても、当該農用地を令和 11 年度まで交付金の交付対象とすることができる。

第5 法に基づく促進計画の作成に当たっての留意事項

- 1 実施要領第5の「農村振興局長が別に定める事項」とは、次に掲げる事項とし、市町村は、交付金の交付を円滑に実施するため、地域の実情に即し、これらの事項を参考に、記載するものとする（参考様式第3号）。

(1) 対象農用地の基準

実施要領第4の1の(1)から(10)までのうち、当該市町村に該当する対象地域において実施要領第4の2の(1)から(6)までの中から、当該市町村長が指定しようとする対象農用地の基準について記載する。

なお、集落協定等における協定農用地の決定に当たっては、今後とも耕作すべき農用地であるかを検討することとする。

(2) 集落協定の共通事項

市町村が必要に応じて集落協定に対して定める事項について記載する。

(3) 対象者

認定農業者（農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第12条第1項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）に準ずる者として市町村長が認定する者について定義の上、交付金の交付の対象者（実施要領第6の1）について記載する。

(4) その他必要な事項

(1)から(3)までのほか、交付金交付等の適正かつ円滑な実施に当たって市町村が必要と認める事項について記載する。

第6 対象者

- 1 実施要領第6の1の「農村振興局長が定める者」とは、次の者をいう。

- (1) 集落協定の場合においては、当該協定参加農業者で次のアの式で算定される農業従事者一人当たりの農業所得が同一都道府県内の都市部の勤労者一人当たりの平均所得を上回る者（当該農業者が集落協定上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として集落協定で指定された者であって、当該農業者の対象農用地のうち自作地に対して交付される交付額の全てを集落の共同取組活動に充てる場合、又は当該農業者の対象農用地の全てが、当該農業者と農用地の権原を有する者との間において利用権の設定等又は同一生産工程における基幹的農作業のうち田においては3種類以上、畑においては2種類以上、草地においては1種類以上の作業の受委託が行われている農用地（以下「引受地」という。）である場合を除く。）

ア 農業者の所得の算定

（確定申告に基づく農業所得＋専従者給与額－負債の償還額）／農業従事者数
当該農業者が生産組織、農地所有適格法人等の構成員であり、当該生産組織、農地所有適格法人等から給与額又は役員報酬等を受けている場合は、上記農業所得に当該給与額又は役員報酬等を含めるものとする。

イ 算定に当たっての留意事項

(ア) アの負債の償還額とは、次に掲げるものとする。

a 農業生産活動のための建物・機械等の固定資産に係る負債の償還額（当該負債に係る減価償却額を上回る場合の差引額に限る。）

b a以外の農業生産活動に係る負債の当該年におけるネット償還額（当該年の期首の負債額から期末の負債額を差し引いた実償還額）

(イ) 農業従事者数の換算は、年間自家農業従事日数が150日以上180日未満の農業従事者を「1」とし、農業従事日数が60日以上150日未満の者を「0.5」とする。この

他に、家族内に、30 日以上 60 日未満の農業従事者が 2 名以上いる場合（合計就農日数が 60 日以上となる。）には、これらの者をまとめて「0.5」とすることができる。

なお、農業従事者とは、所得税法における青色事業専従者給与の特例若しくは事業専従者控除の特例の対象となる者又はその者と同等の就業形態を有する者（当該事業に専ら従事する期間がその年を通じて 6 ヶ月を超える者）をいう。

ウ 農作業従事日数の確認方法は、作業日誌等により行うこととする。

エ 実施要領第 6 の 1 の「同一都道府県内の都市部の勤労者一人当たりの平均所得」とは直近 3 ヶ年の「家計調査年報（総務省統計局）」の各都道府県の県庁所在地の年平均勤労者所得（月平均世帯主収入×12 ヶ月）とする。

オ 中核的なリーダーとしての役割とは、以下に掲げるものに限るものとする。

(ア) 集落の取決めの実施等に当たっての集落全体の企画・立案・調整・取りまとめ

(イ) 集落の取決めの実施に当たっての地区内の調整・合意形成・取りまとめ

(ウ) 集落の取決めで定めた活動における地区又は施設単位の各種作業の計画立案・指導

カ 所得超過者かつ中核的リーダーの人数は、各集落協定において 2 名以下又は当該集落協定の協定参加者の 13%の範囲内とする。

(2) 個別協定の場合においては、実施要領第 6 の 2 の (2) のイの認定農業者等で、(1)の規定に該当する者

(3) 実施要領第 6 の 2 の (2) のイの (イ) の「経営の規模」（基幹的農作業を田においては 3 種類、畑においては 2 種類、草地においては 1 種類以上の受託を含む。）とは、対象農用地に存する農用地面積をいう。

2 農用地の所有者と作業の受託者等が共同して維持・管理等を行っている場合等は当事者間の話し合いにより対象者を決定する。

第 7 対象行為

1 集落協定

(1) 実施要領第 6 の 2 の (1) のアの「集落」とは、一団の農用地において協定参加者の合意の下に農業生産活動等を協力して行う集団とする。

(2) 集落協定は令和 8 年度以降に締結することもできる。また、集落協定を締結した複数の集落が、次年度以降にこれらの協定を包含した集落協定を新たに締結することもできる（この場合でも交付金の交付は、令和 11 年度までとする。）。

(3) 集落協定の内容については、次の事項を参考に記載する。

ア 実施要領第 6 の 2 の (1) のアの (ア) の「協定の対象となる農用地の範囲」については、協定の対象とする農用地を記載するとともに、別に維持管理農用地を記載する。

また、第 3 の 2 の規定により、田と田以外が混在する協定農用地において集落協定を締結した場合は、田以外の地目の面積についても記載する。

イ 実施要領第 6 の 2 の (1) のアの (イ) の「構成員の役割分担」については、農用地等の管理者及び受託等の方法、水路・農道等の管理活動の内容と作業分担、経理担当者、市町村に対する代表者等を記載する。

ウ 実施要領第 6 の 2 の (1) のアの (ウ) の「農業生産活動等として取り組むべき事項」については、適正な農業生産活動に加え、地域の中で、国土保全機能を高める取組、保健休養機能を高める取組又は自然生態系の保全に資する取組等多面的機能の増進につながるものとして、次の表に例示される行為（これに準ずる行為

及び基盤整備への取組みも含む。)から集落が集落の実態に合った活動の一つ以上（法律で義務付けられている行為及び国庫補助事業の補助対象として行われている行為以外のものを一つ以上）記載する。

また、当該集落協定内での管理活動の対象施設が、多面的機能支払交付金実施要綱（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2254 号農林水産事務次官依命通知）別紙 1 第 5 の 2 に基づく活動計画に定める施設と同一である場合は、次の表に例示される行為のうち、水路、農道等の管理活動のほか、耕作放棄の防止等の活動の中から集落が集落の実態に合った活動を二つ以上記載する。

なお、維持管理農用地については、その管理方法（畦畔の維持、法面の管理、地力向上のための取組の具体的手法）を記載する。

分 類		具体的に取る行為
(必須事項) 農業生産活動等	耕作放棄の防止等の活動	適正な農業生産活動を通じた耕作放棄の防止、 荒廃農地の復旧や畜産の利用、担い手の確保・育成、 高齢農家・離農者の農用地の賃借権設定、法面保護・改修、 鳥獣被害の防止等
	水路、農道等の管理活動	適切な施設の管理・補修(泥上げ、草刈り等)
(選択的必須事項) 多面的機能を増進する活動	国土保全機能を高める取組	土壌流亡に配慮した営農の実施、農用地と一体となった 周辺林地の管理等
	保健休養機能を高める取組	景観作物の作付け、市民農園・体験農園の設置、 棚田のオーナー制度、グリーン・ツーリズム
	自然生態系の保全に資する取組	魚類・昆虫類の保護(ビオトープの確保)、鳥類の餌場の確保、 粗放的畜産、環境の保全に資する活動

エ 実施要領第 6 の 2 の(1)のアの(エ)の「集落マスタープラン」については、次の項目について記載する。

(ア) 別記 6 に即した集落の実情を踏まえた目指すべき将来像

(イ) 以下に示す活動を参考に(ア)の将来像を実現するための活動方策及び協定期間の目標

- a 生産性や収益の向上による所得の増加に関する集落としての取組活動については、例えば、農用地の連担化、交換分合等による生産性向上、高付加価値型農業等の推進、農作業の受委託、農業機械・施設の共同利用、コントラクターによる飼料生産等とする。
- b 担い手の定着等に関する集落としての取組活動については、例えば、新規就農者に対する普及指導センターの指導、集落リーダー・オペレーターの新技術研修会や先進集落視察への参加、新規就農者に対する離農者の家屋の提供、利用権の設定等による農用地の面的集積及び酪農ヘルパーの活用等とする。
- c 他集落との連携に関する集落としての取組活動については、高齢化等により将来に向けた農業生産活動等の体制整備が困難な小規模・高齢化集落等と担い手のいる集落協定等、又は一集落内に複数存在する小規模な集落協定期間の統合・協定活動の連携等とする。

オ 実施要領第 6 の 2 の(1)のアの(オ)の「農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項」については、同 (エ) の「集落マスタープラン」の内容と整合性が

あり、協定農用地において農用地等保全体制の整備に加え、同(ウ)の「ネットワーク化活動計画」を作成することをいう。

ネットワーク化活動計画は、ネットワーク化（複数の集落協定間において活動の連携体制を構築することをいう。以下同じ。）や複数の集落協定間での統合、集落協定への多様な組織等の参画に向けて、協定参加者で話し合いを重ね、農業生産活動が継続的に行われるための体制づくりを推進するために作成するものである。

ネットワーク化活動計画の作成に当たっては、以下の(ア)から(ウ)までの取組のうち一つ以上について、取り組む事項を記載するものとする。なお、(ア)及び(イ)については、同一の地域計画の区域内の他の集落協定とネットワーク化又は統合を検討することを基本とし、ネットワーク化又は統合に参加する集落協定の協定農用地の合計面積が10ha以上となることとする。(ウ)については、1組織以上の農業者団体以外の組織又は構成員の10%以上の非農業者が集落協定に定められた活動に参画するものとする。

また、作成したネットワーク化活動計画は、協定農用地の存する市町村長に提出するものとする。

取 組	記載する事項
(ア) ネットワーク化	（新たにネットワーク化を行う集落協定又は既に10ha以上のネットワークを形成しており、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定） 参加する集落協定、解決しようとする課題、連携して実施する活動、連携方法、ネットワーク化の工程、統合の予定
(イ) 統合	（新たに統合を行う集落協定） 参加する集落協定、解決しようとする課題、体制を強化したい活動、統合の工程
	（既に10ha以上となっており、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定） 役員継承計画、体制の維持・向上に向けた活動
(ウ) 多様な組織等の参画	参画する多様な組織等、解決しようとする課題、連携して実施する活動

カ 実施要領第6の2の(1)のアの(カ)の「加算措置適用のために取り組むべき事項」については、実施要領第6の3の(2)のイの加算措置に係る事項から各々の取組内容を記載する。

キ 実施要領第6の2の(1)のアの(キ)の「交付金の使用方法」については、役員等の各担当者の活動に対する経費の支出、農業生産活動等の体制整備に向けた活動等集落マスタープランの将来像を実現するための活動、水路、農道等の維持・管理等集落の共同取組活動に要する経費の支出及び農用地の維持・管理活動を行う者に対する経費の支出について記載する。

なお、その際、共同取組活動に要する経費の支出については、自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に資するとともに、その目的、内容について明らかにするものとする。

ただし、共同取組活動に要する経費の支出は、次に掲げるものを除くものとする。

(ア) 個人施設の改修・整備等、直接的な受益（効果）が個別の農家に限られるものへの助成

(イ) 農業生産資材の購入経費等個別の農家が個々に負担すべき経費（人件費を含む）への助成

(ウ) 協定活動に直接関係のない経費（人件費を含む）

また、積立・繰越を行う場合にはその目的、積立計画・使途計画等を明らかにする。

ク 実施要領第6の2の(1)のアの(ク)の「促進計画の実施に関し当該市町村が必要と認める事項として定められた内容により規定すべき事項」については、第5の1の(2)から(4)までに掲げる事項のうち、集落が集落の実情に応じて集落協定に盛り込むことが適当と判断した事項を記載する。

(4) 集落協定の共同取組活動を行う際は、環境負荷低減のチェックシート（参考様式第4号別紙様式8）に記載された各項目のうち、該当する項目の取組を行うこととする。

(5) 市町村は、交付金の使途は協定参加者の合意により決定されることから、これまでと同様に地域の状況に応じた交付金の活用が可能であることについて指導する。

また、共同取組活動の実施に当たっては、農地・農業用水等の資源の良好な保全とその質的向上を目的に、多面的機能支払交付金実施要綱に基づく地域ぐるみの共同活動への支援措置が講じられていることから、同交付金の活用に努めるものとする。

2 個別協定

(1) 実施要領第6の2の(2)のアの利用権の設定等のうち所有権の移転については、協定の認定を受ける年の前年の7月1日から当該年の6月30日までに移転があったものとする。ただし、令和7年度は令和6年9月1日から令和7年8月31日までとする。

(2) 受委託等の契約期間については、次のとおりとする。

賃借権の設定、農作業受委託契約は、残存期間が5年以上の契約とする（契約の残存期間が5年未満であっても、交付金の交付期間に契約を更新する場合においては、引き続き対象とすることができる。）。

(3) 実施要領第6の2の(2)のアの「同一生産工程における基幹的農作業」とは、次に掲げるとおりとする。

ア 田及び畑においては、耕起、代かき又は整地、田植え又は播種、整枝・剪定、病虫害防除、収穫、乾燥・調製とする。

イ 草地においては、耕起、播種、収穫、乾燥・調製とする。

(4) 実施要領第6の2の(2)のイの「農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項」とは、令和11年度までに実施要領第6の2の(2)のアの利用権の設定等又は同一生産工程における基幹的農作業のうち田においては3種類以上、畑においては2種類以上、草地においては1種類以上の受託面積の合計（実農用地面積）が協定認定時における協定農用地面積の10%又は0.5haのうちいずれか多い方の面積以上の増加をいう。

(5) 個別協定の協定活動を行う際は、環境負荷低減のチェックシート（参考様式第4号別紙様式9）に記載された各項目のうち、該当する項目の取組を行うこととする。

3 農業委員会は、農地等の利用の最適化の促進のための活動の中で、集落協定又は個別協定が円滑に締結されるよう、連携に努めるものとし、必要に応じて利用権の設定

等について調整を行うものとする。

4 集落協定、個別協定の認定等

(1) 集落協定の認定申請

集落協定を策定する集落は、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号。以下「法」という。）第 7 条の多面的機能発揮促進事業に関する計画であって法第 3 条第 3 項第 2 号の事業に係るもの（以下「事業計画」という。）の認定申請書（参考様式第 4 号）に、集落協定書（参考様式第 4 号別紙様式 1 から 5 まで）及び環境負荷低減のチェックシート（参考様式第 4 号別紙様式 8）を添付して、協定農用地の存する市町村長に当該年度の 6 月 30 日（令和 7 年度においては、当該年度の 8 月 31 日）までに提出する。ただし、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成 19 年法律第 48 号）第 5 条第 1 項に規定する活性化計画（以下「活性化計画」という。）が作成されている場合であって、その添付書類として、参考様式第 4 号に添付する事業計画及び参考様式第 4 号別紙様式 1 から 5 までを、集落が既に市町村長に提出しているときは、これらの提出を省略することができるものとする（その場合にあっても、参考様式第 4 号別紙様式 8 は、市町村長に別途提出することとする。）。なお、環境負荷低減のチェックシートは、取組期間の最終年度に実施状況を記入し、市町村長に提出することとする。

また、第 6 の 1 の(1)における農業者が、集落協定上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として集落協定で指定された者であって、引受地に対して交付される交付額を個人配分に充てる場合は、当該農用地について協定農用地の概要（参考様式第 4 号別紙様式 7）を集落協定書に添付する。

なお、協定農用地が複数の市町村にまたがる場合は、協定農用地の存する市町村長に上記によりそれぞれ提出する。この場合、当該市町村長に提出する申請書には、他の市町村長に提出する申請書の写しを添付する。

また、実施要領第 4 の 2 の対象農用地に関して、農用地区域又は地域計画の区域への編入手続が開始されている農用地も含めて認定申請を行うことができるものとする。

(2) 個別協定の認定申請

個別協定を策定する認定農業者等は、事業計画の認定申請書（参考様式第 4 号）に、個別協定書（参考様式第 4 号別紙様式 6 及び 7）及び環境負荷低減のチェックシート（参考様式第 4 号別紙様式 9）を添付して、協定農用地の存する市町村長に当該年度の 6 月 30 日（令和 7 年度においては、当該年度の 8 月 31 日）までに提出する。ただし、活性化計画が作成されている場合であって、その添付書類として、参考様式第 4 号に添付する事業計画並びに参考様式第 4 号別紙様式 6 及び 7 を、認定農業者等が既に市町村長に提出しているときは、これらの提出を省略することができるものとする（その場合にあっても、参考様式第 4 号別紙様式 9 は、市町村長に別途提出することとする。）。なお、環境負荷低減のチェックシートは、取組期間の最終年度に実施状況を記入し、市町村長に提出することとする。

また、協定農用地が複数の市町村にまたがる場合は、協定農用地の存する市町村長に提出する申請書の写しを添付する。

なお、実施要領第 4 の 2 の対象農用地に関して、農用地区域又は地域計画の区域への編入手続が開始されている農用地も含めて認定申請を行うことができるものとする。

(3) 市町村長による認定

市町村長は、(1)又は(2)により提出された集落協定又は個別協定が、法第 6 条に

基づき定められた農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画であって法第3条第3項第2号の事業に係るもの（以下「促進計画」という。）に即していると認めるときは、法第7条第5項の規定に基づく事業計画の認定と併せて当該協定の認定を行うとともに、事業計画認定書（参考様式第5号）を交付することをもって、当該協定を認定した旨を集落協定の代表者又は個別協定申請者に当該年度の7月31日（令和7年度においては、当該年度の9月30日）までに通知する。

なお、市町村長が集落協定の認定を行う場合は、実施要領第6の1の規定による参加農業者の農業所得が同一都道府県内の都市部の勤労者一人当たりの平均所得を上回る可能性のある農業者について、当該平均所得を上回らないことを確認するとともに、第6の1の(1)のオ及びカの規定による中核的リーダーの要件を満たしているかどうかについて確認する。

(4) 協定の変更禁止事項

(3)により市町村長の認定を受けた集落協定又は個別協定に定める事項のうち、次に掲げるものについては、変更することができない。

ア 集落協定の変更禁止事項

(ア) 協定農用地面積の全部又は一部の除外(令和7年度に中核的リーダーとして指定された者であって、令和8年度以降において、第6の1の(1)のオ及びカの規定により、中核的リーダーの要件を満たさない者の農用地を除外する場合、第9の1(1)において交付金の返還をした場合、及び第9の2の(1)から(4)の場合を除く。)

(イ) 荒廃農地等の復旧面積の全部又は一部のとりやめ

イ 個別協定の変更禁止事項

協定農用地面積の全部又は一部の除外(第9の1(2)において交付金の返還をした場合、又は第9の2の(1)から(4)の場合を除く。)

(5) 協定の変更認定

(3)により市町村長の認定を受けた集落協定又は個別協定に定める事項（(4)の変更禁止事項以外のものに限る。）を変更する集落又は認定農業者等は、次に定めるところにより、当該協定の変更認定又は変更の届出を行う。

① 協定の変更認定

集落又は認定農業者等は、認定を受けた協定に定める事項のうち次に掲げる事項を変更する場合には、(1)又は(2)に準じて、事業計画の変更認定申請書（参考様式第4号）に、集落協定においては変更後の集落協定書（参考様式第4号別紙様式1から5まで及び7）を、個別協定においては個別協定書（参考様式第4号別紙様式6及び7）を添付して、協定農用地の存する市町村長に提出する。

この場合、市町村長は、(3)に準じて、法第8条第1項の規定に基づく事業計画の変更認定と併せて当該協定の変更認定を行うとともに、事業計画変更認定書（参考様式第6号）を交付することをもって、当該協定を変更認定した旨を集落協定の代表者又は個別協定申請者に通知する。

ア 集落協定につき変更認定を要する事項

(ア) 中核的リーダーの指定の変更

(イ) 協定農用地の面積の追加

(ウ) 農業生産活動等として取り組むべき事項の変更

(エ) 集落マスタープランの内容の変更

(オ) 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項の変更

(カ) 加算措置適用のために取り組むべき事項の変更

(キ) 促進計画の「その他促進計画の実施に関し当該市町村が必要と認める事項」

により規定すべき事項に基づき定めた事項の変更

イ 個別協定につき変更認定を要する事項

(ア) 協定農用地の面積の追加

(イ) 利用権の設定等及び農作業受委託契約の更新

(ウ) 自作地を対象としている協定の農業生産活動等として取り組むべき事項又は農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項の変更

(エ) 加算措置適用のために取り組むべき事項の変更

② 協定の変更の届出

集落又は認定農業者等は、認定を受けた協定に定める事項のうち①のア又はイに掲げる事項以外のものを変更する場合には、変更後の集落（個別）協定書（参考様式第4号別紙様式1から5まで及び7（参考様式第4号別紙様式6及び7））を市町村長に提出することにより、市町村長への届出を行う。

なお、この場合には、法第8条第1項の規定に基づく市町村長による事業計画の変更認定も要しない。

第8 交付額

1 傾斜農用地等

実施要領第6の3の(2)のアの表中①国の交付金による交付の上限単価及び②国の交付金と併せて地方公共団体が一体化して行う交付金の交付の上限単価は、実施要領第6の3の(2)のアの表の区分によるほかは、次のとおりとする。

(1) 第4の1の(2)のイの既荒廃農地及び第4の3の現に自然災害を受けている農用地を復旧した場合の単価は、復旧後の地目の単価とする。なお、田から田以外に地目を変更する場合は、変更後の地目の区分に該当する単価（対象要件を満たさなくなった場合には、変更後の地目の区分の緩傾斜の単価）を適用するものとする。

(2) 第4の5の(3)の土地改良事業等の実施等により対象要件に変更があった場合は、次の単価とする。

ア 協定認定年度以降に採択された事業等による場合は、協定認定年度の単価とする。

イ 協定認定年度の前年度以前に採択されている事業等による場合は、改善されたほ場で農業生産活動等を行う年度から改善されたほ場の地目・勾配の単価（勾配が区分外となった場合は、地目の区分の緩傾斜の単価）とする。

(3) 第4の5の(3)の地目の変更により勾配の区分に変更があった場合は、変更後の地目の区分の傾斜単価（勾配が区分外となった場合は、変更後の地目の区分の緩傾斜の単価）とする。

2 棚田地域振興活動加算

(1) 実施要領第6の3の(2)のイの(ア)の勾配の測定については、別記2に定めるとおりとする。

(2) 実施要領第6の3の(2)のイの(ア)の「棚田地域の振興を図る取組」は、次のアからウまでのそれぞれについて、例示する取組を参考に、地域の実態に応じて定量的な目標及び取組期間を協定に定めて行う取組とする。なお、上記の目標については、実施要領第8の2で定める第三者機関による確認・意見聴取を行うものとする。

また、アからウまでの取組には棚田の価値を活かした活動に加え、新たな人材の確保に関する取組又は集落機能を強化する取組及び農業生産性の向上を図る取組を含めるとともに、棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第10条第3項の規定に基づき認定された認定棚田地域振興活動計画に定める指定棚田地域振興活動の目標と整合を図るものとする。

ア 棚田等の保全

棚田法面の補修、耕作道や棚田進入路等の農作業安全対策の実施、棚田からの土壌流出防止対策の実施等

イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

農産物の供給の促進、自然環境の保全・活用、良好な景観の形成、伝統文化の継承等

ウ 棚田を核とした棚田地域の振興

棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興、棚田を観光資源とした地域振興、棚田米等を活用した6次産業化の推進等

(3) 棚田地域振興活動加算は取組期間に応じて最長令和11年度までの交付とする。

3 超急傾斜農地保全管理加算

(1) 実施要領第6の3の(2)のイの(イ)の勾配の測定については、別記2に定めるとおりとする。

(2) 実施要領第6の3の(2)のイの(イ)の「超急傾斜農地の保全等の取組」は、次のア及びイのそれぞれについて、例示する取組を参考に、地域の実態に応じて協定に定めて行う取組とする。

ア 超急傾斜農地の保全

石積み等法面の補修、耕作道やほ場進入路等の農作業安全対策の実施、団地外への土壌流出防止対策の実施等

イ 超急傾斜農地で生産される農作物の販売促進等（市町村等と協力して実施するものを含む。）

農産物のブランド化や戦略的な販売に向けた取組等

(3) 超急傾斜農地保全管理加算は取組期間に応じて最長令和11年度までの交付とする。

4 ネットワーク化加算

(1) 実施要領第6の3の(2)のイの(ウ)の「協定農用地の合計面積が20ha以上となる複数の集落協定間で協議会等の設置を伴うネットワーク化（複数の集落協定間において活動の連携体制を構築することをいう。）を行う集落協定」については、協定認定年度から当該加算措置適用開始年度までの間にネットワーク化活動計画の作成を行い、当該加算措置適用開始年度までに協議会等（複数の集落協定間で合意形成を行いながら連携活動を実施するための規約を定めた組織をいう。）の設置を伴うネットワーク化を行うこととする。

(2) 実施要領第6の3の(2)のイの(ウ)の「新たに他の集落協定と1つの集落協定に統合し、協定農用地の面積が20ha以上となる集落協定」については、協定認定年度から当該加算措置適用開始年度までの間にネットワーク化活動計画の作成を行い、協定認定年度から当該加算措置適用開始年度までに新たに他の集落協定と1つの集落協定に統合を行うこととする。

(3) 実施要領第6の3の(2)のイの(ウ)の「同一の地域計画の区域内に他の集落協定がない場合においては、新たに1組織以上の農業者団体以外の組織が活動に参画した上で、2組織以上（新たに参画する組織も含む。）の農業者団体以外の組織が活動に参画する集落協定」については、協定認定年度から加算措置適用開始年度までの間にネットワーク化活動計画の作成と新たに1組織以上の農業者団体以外の組織の協定活動への参画を行い、当該加算措置適用開始年度までに2組織以上（新たに参画する組織も含む。）の農業者団体以外の組織の協定活動への参画を行うこととする。

- (4) 実施要領第6の3の(2)のイのウの「当該協定に基づく活動において主導的な役割を担う人材の確保」とは、出身が地域の内外にかかわらず、集落協定（ネットワーク化された複数の集落協定を含む。）、集落協定内の農業生産組織、加工・販売などの6次産業化に取り組む組織が行う地域の活動において中心的な役割を担うことが見込まれる者を、これら組織の構成員とすることをいう。
- (5) 実施要領第6の3の(2)のイのウの「農業生産活動等の継続のための取組」は、地域の実態に応じて、外部人材等の担い手等の確保、農地保全体制の強化、生産効率の向上、高付加価値型農業の実践、地場産農産物等の加工・販売等を例として、定量的な目標及び取組期間を協定に定めて行う取組とする。
- (6) ネットワーク化加算は取組期間に応じて最長令和11年度までの交付とする。
- (7) (2)の統合後の集落協定への交付額は、実施要領第6の3の(2)のイのウに掲げる地目及び区分ごとの交付金の交付単価に各々に該当する交付金の対象となる統合前の各集落協定の協定農用地面積をそれぞれ乗じて得た額の合計額とする。なお、他の集落内の対象農用地を新たに含める場合、当該農用地に最も近い位置に存する統合前の集落協定の協定農用地面積に含めるものとする。

5 スマート農業加算

- (1) 実施要領第6の3の(2)のイのエの「スマート農業による共同取組活動の省力化や効率化を図る取組」は、地域の実態に応じて、生産効率の向上、管理の省力化、営農の省力化等を例として、定量的な目標及び取組期間を協定に定めて行う取組とする。
- (2) スマート農業加算は取組期間に応じて最長令和11年度までの交付とする。

6 集落機能強化加算の経過措置

- (1) 実施要領第6の3の(2)のイのオの「1組織以上の農業者団体以外の組織又は構成員の10%以上の非農業者が活動に参画する集落協定」については、当該加算措置適用開始年度までに1組織以上の農業者団体以外の組織又は構成員の10%以上の非農業者が協定活動への参画を行うこととする。
- (2) 実施要領第6の3の(2)のイのオの「新たな人材の確保に関する取組又は集落機能を強化する取組」は、地域の実態に応じて、外部人材の確保、移住促進、地域づくりなどの団体の設立、集落機能を強化するために行う集落内外の組織との連携体制の構築等を例として、定量的な目標及び取組期間を協定に定めて行う取組とする。
- (3) 集落機能強化加算の経過措置は取組期間に応じて最長令和11年度までの交付とする。
- (4) (2)で定める集落機能強化加算の経過措置の取組期間の途中であっても、ネットワーク化加算に取り組む場合は、当該経過措置の適用を取りやめることができる。この場合、4の(5)の定量的な目標が未達成であっても、集落機能強化加算の経過措置で受けた加算額の返還を要さない。ただし、同一年度に集落機能強化加算の経過措置とネットワーク化加算の両方の交付を受けることはできない。

7 2から6までの取組状況について、国は都道府県又は市町村に対し、取組状況の報告を求めることができるものとする。

8 実施要領第6の3の(5)の第3セクターのオペレーター及び生産組織の構成員に係る「多数」とは、第3セクターにあっては、オペレーターが原則として3人以上、生産組織にあっては、構成員が原則として3戸以上をいう。

9 8の生産組織とは、生産を実質的に共同化、組織化しているものであって、組織規約、総会議事録及び収支予算・決算書等を備えている組織をいう。

- 10 2から6までの加算の助成対象は、当該加算以外の国の補助事業の対象として整備するものでないこととする。

第9 交付金の返還等

1 交付金の返還

実施要領第6の4の(1)の「農村振興局長が別に定める基準」とは、次に掲げるとおりとする。

(1) 集落協定違反等となる場合及びその場合の措置

ア 協定農用地について耕作又は維持管理が行われなかった場合は、当該農用地分の交付金を協定認定年度に遡って返還する。

イ 多面的機能を増進する活動が行われなかった場合は、協定農用地の全てについての交付金を協定認定年度に遡って返還する。

ただし、協定農用地面積が15ha以上の集落協定又は実施要領第6の3の(2)のイの(ウ)のネットワーク化加算に取り組む集落協定において、実施要領第6の2の(1)のアの(オ)のネットワーク化活動計画を作成し、協定農用地の存する市町村長に提出した場合にあっては、交付金の返還を要さず、協定農用地の全てについて、当該年度以降の交付金の交付対象としない。

ウ 協定農用地に含まれる荒廃農地又は自然災害地の復旧が行われなかった場合は、当該荒廃農地又は自然災害地分の交付金を協定認定年度（自然災害地の復旧にあっては協定に位置づけた年度）に遡って返還する。

エ 協定農用地外で協定農用地の農業生産活動等に悪影響を及ぼす荒廃農地として当該集落協定に管理することが位置づけられた荒廃農地について、管理が行われなかった場合は、協定農用地の全てについて、次年度以降の交付金の交付対象としない。

オ 水路・農道等の維持管理が行われなかった場合は、協定農用地の全てについての交付金を協定認定年度に遡って返還する。

ただし、協定農用地面積が15ha以上の集落協定又は実施要領第6の3の(2)のイの(ウ)のネットワーク化加算に取り組む集落協定において、実施要領第6の2の(1)のアの(オ)のネットワーク化活動計画を作成し、協定農用地の存する市町村長に提出した場合にあっては、交付金の返還を要さず、協定農用地の全てについて、当該年度以降の交付金の交付対象としない。

カ 法第8条第2項及び同条第3項の規定に基づき、当該集落協定と併せて認定された事業計画の認定が取り消された場合は、協定農用地の全てについての交付金を協定認定年度に遡って返還する。

(2) 個別協定違反等となる場合及びその場合の措置

ア 個別協定期間中に、協定農用地の全部又は一部について第三者への利用権の設定等又は利用権の設定若しくは作業受委託契約の解除が行われた場合は、当該農用地分の交付金を協定認定年度に遡って返還する。

イ 協定農用地について、耕作又は維持管理が行われなかった場合は、当該農用地分の交付金を協定認定年度に遡って返還する。

ウ 協定農用地に含まれる荒廃農地又は自然災害地の復旧が行われなかった場合は、当該荒廃農地又は自然災害地分の交付金を協定認定年度（自然災害地の復旧にあっては協定に位置づけた年度）に遡って返還する。

エ 法第8条第2項及び第3項の規定に基づき、当該個別協定と併せて認定された事業計画の認定が取り消された場合は、協定農用地の全てについての交付金を協定認定年度に遡って返還する。

(3) 集落マスタープランに定めた取組が適切に実行されなかった場合の措置

実施要領第 13 の 1 の中間年評価の実施年度以降において、同第 6 の 2 の(1)のアの(エ)の「集落マスタープラン」に定めた取組が適切に実行されず、かつ、市町村長が当該取組について、改善が見込まれないと判断した場合には、協定農用地の全てについて、次年度以降の交付金の交付対象としない。

(4) 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項等が行われない場合及びその場合の措置

ア 集落協定又は個別協定において、令和 11 年度までに、集落協定にあっては実施要領第 6 の 2 の(1)のアの(オ)の「農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項」が実行されなかった場合、個別協定にあっては同第 6 の 2 の(2)のイの「農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項」として定めた活動が実行されなかった場合は、同第 6 の 3 の(2)のアに掲げる地目及び区分ごとの交付金額に 0.2 をそれぞれ乗じて得た額を、協定認定年度（ただし、途中の年度で協定を変更して同事項を協定に位置付けた場合には当該変更年度）に遡って返還する（個別協定のうち協定農用地に自作地を含むものにあつては、利用権の設定等又は作業受委託が締結されている農用地については第 6 の 3 の(2)のアに掲げる地目及び区分ごとの交付金額に 0.2 を乗じて得た額を、自作地に係る交付金についてはその全額を協定認定年度（ただし、途中の年度で協定を変更して同事項を協定に位置付けた場合には当該変更年度）に遡って返還する。）。

イ 実施要領第 13 の 1 の中間年評価の結果、集落協定にあっては同第 6 の 2 の(1)のアの(オ)の「農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項」が、個別協定にあっては同第 6 の 2 の(2)のイの「農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項」が適切に実行されず、かつ、市町村長が令和 11 年度までに実施されることが困難と判断した場合は、同第 6 の 3 の(2)のアに掲げる地目及び区分ごとの交付金の交付金額に 0.2 をそれぞれ乗じて得た額を、協定認定年度（ただし、途中の年度で協定を変更して同事項を協定に位置付けた場合には当該変更年度）に遡って返還する（個別協定のうち協定農用地に自作地を含むものにあつては、利用権の設定等又は作業受委託が締結されている農用地については第 6 の 3 の(2)のアに掲げる地目及び区分ごとの交付金額に 0.2 を乗じて得た額を、自作地に係る交付金についてはその全額を協定認定年度（ただし、途中の年度で協定を変更して同事項を協定に位置付けた場合には当該変更年度）に遡って返還する。）。

なお、これら協定農用地に係る中間年評価実施年度以降の国の交付金による交付単価及び地方公共団体が国の交付金と併せて一体化して行う交付金の交付の上限単価は、同第 6 の 3 の(2)のアの表中の①及び②のそれぞれに 0.8 を乗じた額とする。

ウ 第 7 の 4 の(5)の協定の変更により、「農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項」、個別協定にあっては「農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項」を取りやめた場合は、イと同様の措置とする。

エ 「農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項等が行われない場合」とは、ネットワーク化活動計画が作成されなかった場合等をいう。

(5) 棚田地域振興活動加算について、返還となる場合及びその場合の措置

実施要領第 6 の 3 の(2)のイの(ア)により集落協定に定めた取組について、その目標が取組期間として定めた年度までに達成されなかった場合（中間年評価の結果、目標の達成が見込めない場合を含む。）は、当該加算額について協定認定年度に遡っ

て返還する。

また、第7の4の(5)の協定の変更により、「加算措置適用のために取り組むべき事項」を取りやめた場合は、当該加算額について協定認定年度に遡って返還する。

なお、第9の1の(4)により、農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項が実施されない場合の措置が講じられたときは、当該加算措置に係る交付金についてはその金額を協定認定年度（途中の年度で協定を変更して同事項を協定に位置付けた場合には当該変更年度）に遡って返還する。

(6) 超急傾斜農地保全管理加算について、返還となる場合及びその場合の措置

実施要領第6の3の(2)のイの(イ)により集落協定又は個別協定に定めた取組について、その目標が取組期間として定めた年度までに達成されなかった場合（中間年評価の結果、目標の達成が見込めない場合を含む。）は、当該加算措置について協定認定年度に遡って返還する。

また、第7の4の(5)の協定の変更により、「加算措置適用のために取り組むべき事項」を取りやめた場合は、当該加算額について協定認定年度に遡って返還する。

(7) ネットワーク化加算について、返還となる場合及びその場合の措置

取組期間として定めた年度までに、実施要領第6の3の(2)のイの(ウ)により集落協定に定めた人材の確保（地域の活動において中心的な役割を担うことが見込まれる者を集落協定（ネットワーク化された複数の集落協定を含む。）、集落協定内の農業生産組織、加工・販売などの6次産業化に取り組む組織の構成員とすること。）が行われなかった場合は、当該加算額について協定認定年度（途中の年度で協定を変更して同取組を協定に位置付けた場合には当該変更年度）に遡って返還する。

また、取組期間として定めた年度までに、集落協定に定めた取組（人材の確保を除く。）について、その目標が達成されなかった場合には、当該加算額について協定認定年度（途中の年度で協定を変更して同事項を協定に位置付けた場合には当該変更年度）に遡って返還する。

第7の4の(5)の協定の変更により、「加算措置適用のために取り組むべき事項」を取りやめた場合は、当該加算額について協定認定年度に遡って返還する。

なお、第9の1の(4)により、農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項が実施されない場合の措置が講じられたときは、当該加算措置に係る交付金についてはその金額を協定認定年度（途中の年度で協定を変更して同事項を協定に位置付けた場合には当該変更年度）に遡って返還する。

(8) スマート農業加算について、返還となる場合及びその場合の措置

実施要領第6の3の(2)のイの(エ)により集落協定に定めた取組について、その目標が取組期間として定めた年度までに達成されなかった場合（中間年評価の結果、目標の達成が見込めない場合を含む。）は、当該加算措置について協定認定年度に遡って返還する。

また、第7の4の(5)の協定の変更により、「加算措置適用のために取り組むべき事項」を取りやめた場合は、当該加算額について協定認定年度に遡って返還する。

なお、第9の1の(4)により、農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項が実施されない場合の措置が講じられたときは、当該加算措置に係る交付金についてはその金額を協定認定年度（途中の年度で協定を変更して同事項を協定に位置付けた場合には当該変更年度）に遡って返還する。

(9) 集落機能強化加算の経過措置について、返還となる場合及びその場合の措置

実施要領第6の3の(2)のイの(オ)により集落協定に定めた取組について、その目標が取組期間として定めた年度までに達成されなかった場合（中間年評価の結果、

目標の達成が見込めない場合を含む。)は、当該加算措置について協定認定年度に遡って返還する。

また、第7の4の(5)の協定の変更により、「加算措置適用のために取り組むべき事項」を取りやめた場合は、当該加算額について協定認定年度に遡って返還する。

なお、第9の1の(4)により、農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項が実施されない場合の措置が講じられたときは、当該加算措置に係る交付金についてはその金額を協定認定年度(途中の年度で協定を変更して同事項を協定に位置付けた場合には当該変更年度)に遡って返還する。

(10) (1)から(9)までに定めるほか、返還となる場合及びその場合の措置

集落協定又は個別協定において、(1)から(9)までに定めるほかに実施要領及び本実施要領の運用に違反したと市町村が認めた場合は、交付金の全部又は一部を返還する。

2 返還の免責事由

- (1) 1において、次のアからエまでのいずれかに該当する場合は、交付金の返還を免除することとする。ただし、病気の回復、災害からの復旧等を除き、当該農用地については当該年度以降の交付金の交付は行わないこととする。また、実施要領第6の5の実施状況の確認により、当該年度の適切な取組の実施が確認されていれば、当該年度の交付金の返還を免除することとするが、当該農用地については次年度以降の交付金の交付は行わないこととする。

ア 農業者の死亡、高齢又は農業者本人若しくはその家族の病気その他これらに類する事由により農業生産活動等の継続が困難と認められる場合

イ 自然災害の場合

ウ 土地収用法(昭和26年法律第219号)等に基づき収用若しくは使用を受けた場合又は収用適格事業(土地収用法第3条)の要請により任意に売渡もしくは使用させた場合

エ 農地転用の許可を受けて農業用施設用地とした場合等であって、次に掲げる場合

(ア) 農業者等が農業用施設を建設するに当たり、農用地区域内の農用地を農業用施設用地に転用した場合(農用地区域内の土地の用途区分が農業用施設用地とされたものに限る。)

(イ) 自己施工により農道又は水路に転用した場合

(ウ) 公共事業により資材置き場等として農用地が一時的に使用(当該事業が土地収用事業等であり、事業終了後に農用地に復旧されるものに限る。)される場合。この場合は、農用地として農業生産活動等が開始された年度から交付金の交付対象とする。

(エ) 地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第4項第13号の地域農林水産業振興施設の用地とした場合であって、同法第17条の65第1項又は第2項の規定により、農地の転用の許可があったものとみなされた場合

(オ) 地域再生法第17条の17第5項の整備誘導施設の用地とした場合であって、同法第17条の20第1項又は第2項の規定により、農地の転用の許可があったものとみなされた場合

(カ) 東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号)第25条第1項若しくは第2項又は第50条第1項若しくは第3項の規定により、農地の転用の許可があったものとみなされた場合

(キ) 集落協定に位置付けた中山間地域等の振興に資する活動を行うため、当該

年度に耕作を行う農用地を、区画や形質を変更せずに、一時的に使用する場合。
この場合は、次年度以降も交付金の交付対象とする。

- (2) 1の(5)から(9)において、不測の事態により取組期間として定めた年度までに目標（ネットワーク化加算については実施要領第6の3の(2)のイのウにより集落協定に定めた人材の確保も含む。）の達成が困難と見込まれる場合には、集落協定又は個別協定は第7の4の(5)の①の市町村長への変更認定申請を行い、目標の変更又は当該加算措置適用のために取り組むべき事項の取りやめを行うことができる。

なお、当該加算措置適用のために取り組むべき事項を取りやめる場合であって、次のア又はイに該当する場合には、当該加算措置に係る交付金の返還を免除することとするが、当該年度以降は当該加算措置の交付金の交付は行わないこととする。

ア 第10の1又は第17の1の(1)において、集落協定又は個別協定で規定した当該加算措置の取組が十分であると市町村が認めた場合

イ 第10の3又は第17の3において、集落協定又は個別協定で規定した当該加算措置の取組が不十分であるとされたものの、市町村からの指導・助言に従って活動の改善を行ったことを市町村が認めた場合

- (3) 1の(5)から(9)において、集落協定又は個別協定に定めた取組について、その目標（ネットワーク化加算については実施要領第6の3の(2)のイのウにより集落協定に定めた人材の確保も含む。）が取組期間として定めた年度までに達成されなかった場合であって、(2)のア又はイに該当する場合には、当該加算措置に係る交付金の返還を免除することとする。

- (4) 協定期間中に協定農用地の全部又は一部について農地中間管理機構に貸し付けられた場合など、受託者等に責がない事由により利用権の設定又は作業受委託契約の解除が行われたことで、耕作又は維持管理を継続することができなくなった場合は、当該農用地については、交付金の返還を免除することとするが、次年度以降の交付金の交付対象としない。

- 3 集落協定の構成員が高齢化等により当該農用地の耕作等が困難となった場合には、集落協定代表者は、速やかに市町村、農業委員会等に当該農用地に対する利用権の設定等又は農作業受委託のあっせん等を申し出ることとする。

4 返還の手続

- (1) 市町村長は、1の協定違反の事態が生じた場合には、該当集落協定代表者又は個別協定申請者に速やかに通知し、1の措置に基づき、市町村長が交付した交付金を返還させることとする。

ただし、1の(4)のイ又はウの場合は、当該年度以降の交付額について、当該返還相当額を減額し、交付することができるものとする。

- (2) 市町村長は、集落協定代表者又は個別協定申請者から返還された交付額のうち都道府県知事から交付された額を都道府県に返還するものとする。

- (3) 都道府県知事は、市町村から返還された交付金のうち地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）から交付された額を国に返還するものとする。

第10 農業生産活動等の実施状況の確認

実施要領第6の5の「実施状況の確認」については、以下により行うものとする。

- 1 集落協定に定められた農業生産活動等及び多面的機能を増進する活動の実施状況の確認及び個別協定に定められた農業生産活動等の実施状況の確認については、別記7のとおりとする。
- 2 1の確認は、当該年度の10月31日までに行うものとする。

- 3 市町村は、実施状況の確認において、集落協定又は個別協定で規定した取組が不十分（自然災害等による不可抗力の場合を除く。）な集落に対しては、取組の改善に向けた適切な指導・助言を行うものとし、改善が見込めない協定にあっては、その取組の内容に応じて第9の1の（3）から（10）までの措置を講ずるものとする。

第11 交付金の会計経理

- 1 実施要領第6の6の（2）の「交付金の交付を受けた者」とは、集落協定にあっては、集落の代表者、個別協定にあっては、協定の認定を受けた認定農業者等をいう。
- 2 証拠書類の保管
市町村及び交付金の交付を受けた者は、次の証拠書類を保管するものとする。
 - （1）市町村
 - ア 予算書及び決算書
 - イ 交付金の交付から実績報告に至るまでの申請書類及び承認指令書類
 - ウ 事業計画の認定申請書（これと併せて提出された協定書を含む。）及び認定書類
 - エ 第10の農業生産活動等の実施状況の確認により作成された別記7の現地確認チェックリストの書類（参考様式第11号）
 - オ その他交付金に関する書類
 - （2）交付金の交付を受けた者
 - ア 集落協定代表者
 - （ア）第7の4の（3）により市町村長より交付された事業計画認定書
 - （イ）金銭出納簿
 - （ウ）領収書
 - （エ）協定に定められた活動を行ったことを記録した活動日誌等の書類
 - （オ）加算措置に係る取組の実績の根拠となる書類
 - （カ）環境負荷低減のチェックシート（参考様式第4号別紙様式8）
 - イ 認定農業者等
 - （ア）第7の4の（3）により市町村長より交付された事業計画認定書
 - （イ）交付金の受け取りを示す受領書
 - （ウ）環境負荷低減のチェックシート（参考様式第4号別紙様式9）
- 3 事務の委託
集落協定は、交付金に係る事務の一部を行政書士等の当該集落協定以外の者に委託することができる。
なお、集落協定における事務負担が協定参加者の負担となっている場合には、必要に応じて、市町村は上記の委託の推進に努めるものとする。
- 4 会計経理の適正化
交付金の交付を受けた集落協定代表者は、次の事項に留意して会計経理を行うものとする。
 - （1）交付金の経理は、独立の帳簿を設ける等の方法により、他の経理と区別して行うこと。なお、中山間地域等直接支払交付金実施要領の一部改正について（令和7年4月1日付け6農振第2437号農林水産事務次官依命通知。以下「改正通知」という。）による改正前の実施要領に基づき平成12年度から平成16年度までの間、平成17年度から平成21年度までの間、平成22年度から平成26年度までの間、平成27年度から令和元年度までの間又は令和2年度から令和6年度までの間に交付された交付金を協定に定めた活動に支出する場合には、当該各期間に支出した交付金の経理と区分して行うこと。

- (2) 交付金の使用は、集落協定に規定した内容に基づき行い、その都度領収書を受領しておくこと。また、集落協定の会計責任者は、個人ごとの支出状況や共同取組活動への支出内容が明確になる書類を整備しておくこと。
- (3) 金銭の出納は、金銭出納簿により行うこと。この場合、必要に応じて金融機関に預金口座等を設けること。
- (4) 領収書等金銭の出納に関する書類は、日付順に整理しておくこと。
- (5) 交付金によって取得価額が 50 万円以上の共有資産等を購入した場合は、共用資産管理台帳（参考様式第 12 号）、機械等利用管理規程（参考様式第 13 号）、機械等利用簿（参考様式第 14 号）の書類を整備しておくこと。

また、試験研究又は実験の用に供する以外の目的であって、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が実施する農業機械の安全性検査の対象となっている農用トラクター（乗用型・歩行型）、田植機、コンバイン（自脱型）又は乾燥機（穀物用循環型）のうち令和 7 年度以降新たに発売される型式のものについて交付金を活用し、導入する場合にあっては、安全性検査に合格したものの中から選定するものとする。

5 抽出検査の実施

- (1) 国及び都道府県は、毎年度、対象協定の中から抽出して証拠書類等についての検査を行うとともに、必要に応じて現地確認を行うものとする。
なお、協定において交付金の不適切な運用が疑われる場合は、事前に通知を行わず、抜き打ちにて抽出検査を行うこととする。
- (2) 国及び都道府県は、抽出検査において、集落協定又は個別協定で規定した取組が不十分（自然災害等による不可抗力の場合を除く。）な集落があった場合、その集落及び市町村に対して取組の改善に向けた適切な指導・助言を行うものとし、市町村は改善が見込めない協定にあっては、その取組の内容に応じて第 9 の 1 の（3）から（10）までの措置を講ずるものとする。

第 12 交付金交付の終了

- 1 実施要領第 6 の 7 の（1）の場合として想定される形態とは、次のとおりである。
 - (1) 集落に中核となる担い手がいなくても、農業生産活動を特定農業法人、生産組織等が安定的に担うという形態の実現
 - (2) 中核となる担い手に集落の相当程度の農地が集積され、これを残りの集落のメンバーが補完するという形態の農業生産活動の実現
 - (3) 水路・農道等の管理などの共同作業については全戸で行われつつ、数戸の農家に土地利用型農業が集中され、残りの農家が高付加価値型農業を営むという集落ぐるみによる生産性の高い複合経営の実現
 - (4) 酪農については、個々の経営が負債から脱却し、フリーストール・ミルクパター方式等の生産性の高い技術の導入により所得を確保するとともに、単一又は複数の集落が新規参入者となりうる酪農ヘルパーや飼料生産のコストダウンに資するコントラクター組織の活用による安定的な生産形態の実現
- 2 実施要領第 6 の 7 の（3）の交付金交付の終了の対象とならない農業者のうち、集落協定内において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手となっている農業者は、当該農業者の対象農用地のうち自作地に対して交付される交付額の全てを集落の共同取組活動に充てる者又は当該農業者の対象農用地の全てが引受地である者とする。

第 13 第三者機関

実施要領第 8 の「中立的な第三者機関」の構成員は、中山間地域問題等について高い

学識経験を有する者であって、交付金の執行に当たって利害関係を有しない者とする。

なお、既存の審議会、協議会等を活用する場合にあっても、交付金に係る利害関係者を除くものとする。

第 14 交付金の交付方法

- 1 国は、都道府県からの申請に基づき、実施要領第 6 の 3 の(1)の合計額の範囲内で都道府県に交付金を交付する。
- 2 都道府県は、本交付金を実施する市町村からの申請に基づき、実施要領第 6 の 3 の(1)の合計額の範囲内で市町村に交付金を交付する。
- 3 都道府県から交付金の交付を受けた市町村は、「交付金支払調書(参考様式第 7 号)」を作成の上、実施要領第 6 の 3 の(1)の合計額の範囲内で集落代表者又は認定農業者等に交付金を交付する。

第 15 交付金の交付実績等の報告

実施要領第 11 の「交付金の交付実績等の報告」は、次により行う。

- 1 市町村長は、都道府県知事に「令和 年度中山間地域等直接支払交付金交付実績等報告書(参考様式第 15 号)」を提出する。
- 2 都道府県知事は、市町村からの報告を取りまとめの上、地方農政局長等に「令和 年度中山間地域等直接支払交付金交付実績等報告書(参考様式第 16 号)」を提出する。
- 3 地方農政局長等は、必要に応じて都道府県知事に対し、随時実施状況についての報告を求めることができるものとする。また、必要があると判断した場合には、関係する資料の提出の請求や現地調査を実施できるものとする。その際、都道府県知事及び市町村長は、地方農政局長等の求めに応じて、調査に協力することとする。

第 16 実施状況の公表等

- 1 国は都道府県ごとの、都道府県は市町村ごとの、市町村は集落ごとの次に掲げる事項等を公表する。
 - (1) 集落協定の概要
 - (2) 協定農用地の基準別の面積及び交付額
 - (3) 集落協定締結数、個別協定締結数及び各集落等への交付額
 - (4) 農業生産活動等の実施状況
 - (5) 農業生産活動等の体制整備の実施状況
- 2 国は、1 の実施状況等を農林水産省のホームページ・広報誌等への掲載及び文書閲覧に供する等により公表する。
- 3 都道府県及び市町村は、1 の実施状況等の広報誌への掲載等のほか、地方公共団体で定められている情報公開に関する規定に基づき公表（個人又は法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについて、地方公共団体の判断によりその全部又は一部を公表しないこととしたものは除く。）する。

第 17 交付金交付の評価

- 1 実施要領第 13 の 1 の「交付金の評価」は、以下のとおり実施する。
 - (1) 中間年評価は、令和 10 年 8 月末までに実施する。
 - (2) 最終評価は、令和 11 年 8 月末までに実施する。
- 2 評価は、集落協定で規定した農業生産活動等として取り組むべき事項、集落マスタープランに定めた取り組むべき事項等の達成状況、自律的かつ継続的な農業生産活動等の進捗状況及び別記 7 における作物の栽培又は農用地の管理の適正な実施の確認方

法等について行う。

- 3 市町村は、中間年評価において、集落協定又は個別協定で規定した取組が不十分（自然災害等による不可抗力の場合を除く。）な集落に対しては、取組の改善に向けた適切な指導・助言を行うものとし、改善が見込めない協定にあっては、第9の1の（3）から（9）までの措置を講ずるものとする。

第18 令和7年度における交付金の交付に係る取扱い

実施要領第15の農村振興局長が別に定める特例については、以下のとおり実施する。

- 1 令和6年度に集落協定の認定を受けていた集落又は個別協定の認定を受けていた認定農業者等は、令和7年度において事業計画の認定前の交付金の交付（以下「早期交付」という。）を希望する場合、早期交付申請書（参考様式第17号）を協定農用地の存する市町村長に提出する。なお、協定農用地が複数の市町村にまたがる場合は、協定農用地の存する市町村長にそれぞれ提出する。この場合、当該市町村長に提出する申請書には、他の市町村長に提出する申請書の写しを添付する。
- 2 市町村長は、前項により提出された早期交付申請書に記載された内容を確認し、令和6年度の実績からみて、令和7年度も事業を適切に実施することが確実であり、かつ早期交付が適切と認めるときは、早期交付申請承認書（参考様式第18号）を交付することをもって、当該早期交付を承認した旨を集落協定の代表者又は個別協定申請者に通知するとともに、第14に定めるところにより交付金を早期交付する。

この場合、事業計画の認定がなされるまでの間、早期交付を受けた集落又は認定農業者等が行う早期交付による活動については、法第9条における認定農業者団体等が行う認定事業の実施とみなすことができる。

- 3 早期交付の取扱いは、次のとおりとする。
 - (1) 地方公共団体が国の交付金と併せて一体化して早期交付する交付金の上限単価は、令和7年度において実施要領第6の3の(2)のアにより定められる額に0.8を乗じた額とする。また、早期交付する金額の基礎となる農用地面積は、令和6年度において実施した面積に0.5を乗じた面積を上限とする。
 - (2) 事業計画の認定後に交付する金額は、実施要領第6の3に定める交付額から早期交付した金額を差し引いた金額とする。
 - (3) 市町村長は早期交付に係る交付決定に当たり、交付の条件として、早期交付を受けた集落又は認定農業者等が、申請書の内容に従って適切に取組を進めるとともに、事業計画の申請を行い市町村長の認定を受けなければならないことを附するものとする。
 - (4) 市町村長は、集落又は認定農業者等が8月31日（市町村長が第7の4の協定の認定に係る期限を延長した場合は、その期限）までに事業計画の申請を行わなかった場合は、2による承認の取り消し及び早期交付に係る交付決定の取り消しを行い、その差額を返還させるものとする。
 - (5) 市町村長は、集落又は認定農業者等が早期交付を受けた金額が認定された事業計画において受けられる交付額を上回った場合は、交付申請の変更を行わせるとともに、2による承認の全部又は一部の取り消し及び、交付決定の変更を行い、その差額を返還させるものとする。

第19 電子情報処理組織による申請等

- 1 次に掲げる手続（以下「事務手続」という。）については、当該各規定の定めにか

かわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「eMAFF」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、eMAFF を使用する的方法により事務手続を行う場合において、本実施要領の運用に基づき当該事務手続に添付すべきとされている書面について、当該書面等の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。

- (1) 都道府県知事が行う第 3 の 13 の(2)の規定による特認地域及び特認基準の制定に係る協議
 - (2) 自然災害を受けた協定の申請者が行う第 4 の 3 の規定による復旧計画の提出
 - (3) 集落が行う第 7 の 4 の(1)の規定による集落協定の認定申請
 - (4) 認定農業者等が行う第 7 の 4 の(2)の規定による個別協定の認定申請
 - (5) 集落又は認定農業者等が行う第 7 の 4 の(5)の①の規定による協定の変更認定申請
 - (6) 集落又は認定農業者等が行う第 7 の 4 の(5)の②の規定による協定の変更の届出
 - (7) 市町村長又は都道府県知事が行う第 15 の規定による交付金の交付実績等の報告
- 2 1 の規定により事務手続を行う場合は、本実施要領の運用の様式の定めにかかわらず、eMAFF により提供する様式によるものとする。
- 3 1 の規定による事務手続が行われた者に対する認定、通知等については、当該者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、eMAFF を使用する方法により行うことができる。
- 4 1 の規定により eMAFF を使用する的方法により事務手続を行う場合は、eMAFF のサービス提供者が別に定める eMAFF の利用に係る規約に従わなければならない。

附 則

- 1 この改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 中山間地域等直接支払交付金実施要領の一部改正について（令和 7 年 4 月 1 日付け 6 農振第 2437 号農林水産事務次官依命通知）による改正前の中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 38 号農林水産事務次官依命通知）に基づき令和 3 年度から令和 6 年度までの間に認定された集落協定及び個別協定の取扱い（この通知による改正後の中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用第 9 の 2 を除く。）については、協定期間が終了するまでの間は、なお従前の例によることとする。
- 3 市町村長は、特に必要があると認められる場合には、第 7 の 4 の協定の認定及び第 10 の実施状況の確認に係る期限の延長を行うことができるものとする。
この場合において、市町村長は、都道府県知事に対し、延長の措置を講じる旨を届け出るものとする。
- 4 令和 6 年能登半島地震の被災市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町及び能登町に限る。）にあっては、第 9 の 1 の(1)のウ又は(2)のウにおいて、集落協定又は個別協定に責のない事由により自然災害地の復旧が行われなかった場合であって、集落協定又は個別協定が当該自然災害地周辺の農用地の農業生産活動に悪影響を与えないようにするための草刈り、水路・農道等の管理活動又は農業生産活動再開に向けた農地の保全活動を適切に行っていたと市町村が認めた場合には、令和 11 年度までに交付された当該自然災害地に係る交付金の返還を免除することとする。
なお、本措置の適用を受けようとする集落協定又は個別協定は、当該活動を行ったことを記録した活動日誌等の証拠書類を整備することとし、市町村は認定に当たって、当該書類等についての確認や必要に応じて現地確認を行うものとする。

(別記 1)

一団の農用地の要件について

- 1 団地とは、一つの農用地又は物理的に連担している農用地をいう。この場合、連担とは、ほ場が直接又は畦畔、農道等を境に隣接していることをいう。団地は、中山間地域等直接支払交付金の対象農用地の適否を判定する単位である。
- 2 団地が以下の条件で区切れる場合には、当該団地の一部を区切って指定することができる。
 - (1) 傾斜が明確に変化している場合
 - (2) 道路を境界とする場合
 - (3) 水路を境界とする場合
 - (4) 河川を境界とする場合
 - (5) ため池等の水利掛かりを境界とする場合
 - (6) 小字界を境界とする場合
 - (7) 土地改良事業の実施範囲を境界とする場合
 - (8) 農業生産組織等の管理範囲を境界とする場合
- 3 一団の農用地とは、農用地面積が 1 h a 以上の団地又は農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が 1 h a 以上のものをいう。

(別記 2)

勾配の測定について

1 勾配

- (1) 本交付金の対象基準を判定する勾配については、原則として、団地ごとに勾配を測定するための測定単位を設け、平均的な傾斜（以下「主傾斜」という。）により判定するものとする。測定方法は、測定単位内で設定する主傾斜となる法線（以下「測定法線」という。）で行い、勾配を分数表示で算出するとともに、水田以外の地目は度数表示に換算する。
- (2) 地形変化等により団地ごとの勾配が 1 つの法線では測定できない場合等には、団地内に複数の測定単位を設けることができる。

2 勾配の測定方法

- (1) 勾配の測定方法は、原則として現地にて実測することとするが、測定作業の簡便化を図る等の観点から、図上により測定を行うことができる。
ただし、団地の勾配が、交付金の対象基準からみて、傾斜区分の内外付近の傾斜である場合には、必要に応じて農林水産省測量作業規程（平成 9 年 7 月 3 日付け 9 構改 D 第 4 6 3 号構造改善局長通達）に準拠して現地において実測を行う。
- (2) 図上により測定を行う場合（1/2,500 程度以上の縮尺による場合）には、測定単位内で測定法線が等高線におおむね直角に交わる方向で測定する。
地形変化等により団地内に複数の測定単位が存在する場合には、各測定単位の勾配を各測定単位に属する農用地面積で加重平均することにより団地の主傾斜を算定する。その場合、各測定単位の勾配を分数表示（分母表示の小数第 1 位まで）した上で加重平均し算出する。
ただし、1 団地内において傾斜が何方向に分かれるなど傾斜方向が特定できず、複数の測定単位を設けて加重平均することが困難な場合には、特例的に測定単位界の最高地点と最低地点を結ぶ測定法線が最長距離となるものにより測定することができる。この場合、測定法線が測定単位の大きさを大幅に下回る場合には、測定単位を細分割する。また、明らかに田で 1/20（畑で 15 度）以上であるときは、当該最長距離となるものにより測定することができる。
- (3) 大きな団地で勾配を測定する場合には、測定単位を格子状（メッシュ）に細分割し、各測定単位の勾配を各測定単位に属する農用地面積で加重平均することにより団地全体の主傾斜を算出する。
- (4) 団地内に異なる地目が存在する場合には、原則として地目ごとに団地を細分割し勾配を測定する。ただし、団地内に異なる地目が混在する場合にあっては、当該団地を一つの測定単位として主傾斜を測定し、地目に関係なく田も畑も同一の勾配を適用することができる。
- (5) 勾配の判定に際しては、分数表示の場合にあっては分母数字の小数第一位を切り上げ、また、度数表示の場合にあっては小数第一位を切り捨てることとする。

(別記 3)

緩傾斜農用地のガイドライン

市町村長は、耕作放棄の発生を防止する観点から、次の事項を参考に緩傾斜農用地を対象とすることの可否、対象基準の設定及び緩傾斜農用地の対象範囲を定める。

1 急傾斜農用地と連担している場合

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地（勾配が田で 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地で 15 度以上）と物理的に連担（急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の緩傾斜農用地に限る。）している場合

2 緩傾斜という条件に、以下の農業生産条件の不利性が加わる場合（棚田地域振興法の方に該当する地域は除く。）

(1) 緩傾斜農用地の耕作放棄が高齢化の進行により進んでいる場合

緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率及び耕作放棄率が全国の中山間地域の平均以上とする（高齢化率 30%以上、耕作放棄率：田 5 %以上、畑（草地を含む。） 10%以上）。田及び畑が混在している場合には、耕作放棄率は次の式により算定される率以上とする。

$$(5\% \times \text{田面積} + 10\% \times \text{畑面積}) \div (\text{田面積} + \text{畑面積})$$

なお、高齢化率及び耕作放棄率の算出に使用する統計データ及び判定方法は第 3 の 12 に準ずるものとする。

(2) 土壌条件が著しく悪い場合
等